

公告

令和 7 年 1 0 月 7 日

豊橋市長 長坂 尚登

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

まちなか図書館カフェ運営事業

(2) 業務内容

別紙「まちなか図書館カフェ運営事業者募集要項」のとおり

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

ただし、運営事業者からの申し出でにより、1 年単位で更新（最大連続 4 回まで）

(4) 業務場所

豊橋市まちなか図書館

豊橋市駅前大通二丁目 8 1 番地 emCAMPUS EAST 2 階・3 階

(5) 使用料

金 9 0 0 , 0 0 0 円を下限とし、応募者の企画提案により決定

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員や、反社会的又は公共の安全や福祉を脅かすおそれのある団体等に属するものでないこと。また、それらの団体等と関りが無い者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 国税及び地方税を対応していない者ものであること。
- (6) 事業開始予定日に、滞りなく事業を開始できること。
- (7) 食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を受けており、飲食店又は喫茶店事業における 3 年以上の営業経験を有する者であること。
- (8) その他募集要項で示す条件等を全て満たしていること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-0888

愛知県豊橋市駅前大通二丁目81番地 emCAMPUS EAST 2階・3階

豊橋市文化・スポーツ部まちなか図書館

電話：0532-21-5518

ファックス：0532-21-5519

電子メールアドレス：machitosho@city.toyohashi.lg.jp

(2) 募集要項等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市まちなか図書館ホームページ：

<https://www.library.toyohashi.aichi.jp/facility/machinaka/>

(3) まちなか図書館カフェ運営事業者申込書

ア 提出期限

令和7年11月7日（金）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（豊橋市まちなか図書館の休館日を除く毎日午前9時から午後9時まで。11月7日は午後5時まで）とする。

オ その他

「まちなか図書館カフェ運営事業者募集要項」の「8 提出書類」について、申込書とともに提出すること。

4 選定の手続及び契約候補者の特定

提出された企画書等について、「まちなか図書館カフェ運営事業者選定委員会」において以下のように選定を実施し、最も優れている応募者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和7年12月5日（金）

時間及び会場等については別途通知する。

5 注意事項

(1) 提出書類の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 次に該当する申込みは、無効とする。

- ア．本公告に示した申込資格を有しない者の申込み
- イ．提出書類に虚偽の記載をした者の申込み
- ウ．提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した申込み
- エ．使用料の提案金額が下限金額を超える申込み
- オ．選定の公平性に影響を与える行為をした者の申込み

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) その他詳細は、募集要項による。